

事業計画の概要

事業の全体計画

産業廃棄物処分類

産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(営業区域・許可品目は別紙許可一覧表の通り)

廃棄物の種類ごとの収集運搬量及び処分量 (計画)

廃棄物の種類	収集運搬量		処分量
	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物
廃プラスチック類	63.961 t / 月	—	1.475 t / 月
金属くず	1.145 t / 月	—	—
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	1.156 t / 月	—	—
混合物 (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、金属くず)	68.157 t / 月	—	—
汚泥	7.726 t / 月	—	—
廃油	1.790 t / 月	—	—
紙くず	—	—	—
木くず	31.945 t / 月	—	—
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	9.505 t / 月	—	—
がれき類	0.510 t / 月	—	—
石綿含有廃棄物	—	—	—
廃蛍光管 (ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず・金属くず)	0.380 t / 月	—	—
廃乾電池 (金属くず、汚泥)	0.403 t / 月	—	—
廃酸	0.012 t / 月	—	—
廃アルカリ	0.007 t / 月	—	—
感染性産業廃棄物	—	21.707 t / 月	—
引火性廃油	—	0.165 t / 月	—
引火性廃油 (有害)	—	—	—
強酸 (強硫酸)	—	—	—
強アルカリ	—	—	—

事業計画の概要

収集運搬

廃棄物の種類ごとに専用の車両を用い、収集運搬を行っています。収集した廃棄物は、廃棄物の種類に応じて積替え保管後、各処分業者へ運搬します。

中間処理

事業所等から収集した廃発泡スチロールは、中間処理施設で減容し、再資源化することで循環型社会に貢献しています。

最終処分

管理型最終処分場は、現在埋立計画量に近い状態であるため汚泥の搬入を見合わせております。下水道管から吸引した汚泥については、鳥取市が指定した場所に処分を行っています。油脂類などの成分を含んだ汚泥については、中間処理業者へ委託し適正に処理を行っています。

環境保全措置の概要

収集運搬の際には、廃棄物に応じた車両、収集容器等を使用し、飛散または流出しないように運搬しています。

運搬車両については、日常的に点検整備、車両洗浄を行い、騒音、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じないようにしています。

中間処理、最終処分場では、定期的に環境測定を行うと共に、適切な管理を行っています。

積替保管施設では、手作業で有価金属等を分別しのリサイクルを行い、廃棄物の減量に努めています。

ISO14001の認証を取得し、環境負荷の低減や、良好な都市環境の実現に貢献できるよう活動しています。